

令和5年第1回三重県議会定例会 防災県土整備企業常任委員会 説明資料

◎議案補充説明

- (1) 議案第21号「三重県特定都市河川浸水被害対策法施行条例案」 … 1
- (2) 議案第31号「三重県流域下水道条例の一部を改正する条例案」 … 6
- (3) 議案第32号「三重県建築基準条例及び三重県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例の一部を改正する条例案」 … 7
- (4) 議案第33号「三重県宅地開発事業の基準に関する条例の一部を改正する条例案」 … 8
- (5) 議案第34号「三重県特定公共賃貸住宅条例及び三重県営住宅条例の一部を改正する条例案」 … 9
- (8) 議案第48号「和解について」 … 15

◎所管事項

- (1) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」5年後の達成目標について … 別冊
- (2) 交通安全対策事業の実施状況について … 17
- (3) 建設業の担い手確保について … 20
- (4) 三重県港湾みらい共創本部について … 38
- (5) 令和3年度包括外部監査結果に対する対応結果について … 40
- (6) 審議会等の審議状況について … 45

《別冊》

別冊1 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」5年後の達成目標 Ver. 3

別冊2 防災・減災、国土強靱化対策 整備事例

令和5年3月7日

県 土 整 備 部

◎議案補充説明

- (1) 議案第21号
「三重県特定都市河川浸水被害対策法
施行条例案」

法的枠組みを活用した流域治水の推進

【特定都市河川の指定後の流れ】

特定都市河川の指定要件が拡大されたことから、法的枠組みを活用して、ハード整備の加速化に加え、国・県・市町・企業等の関係者の協働で土地利用規制や流出抑制対策に取り組む。

特定都市河川の指定

流域水害対策協議会の設置 計画策定・対策等の検討

構成員：河川管理者、下水道管理者、都道府県、市町村等

流域水害対策計画 策定

洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、概ね20-30年の間に実施する取組を定める

計画に基づき、関係者の協働により、「流域治水」を本格的に実践

【流域水害対策協議会のイメージ】



～流域水害対策計画の概要～

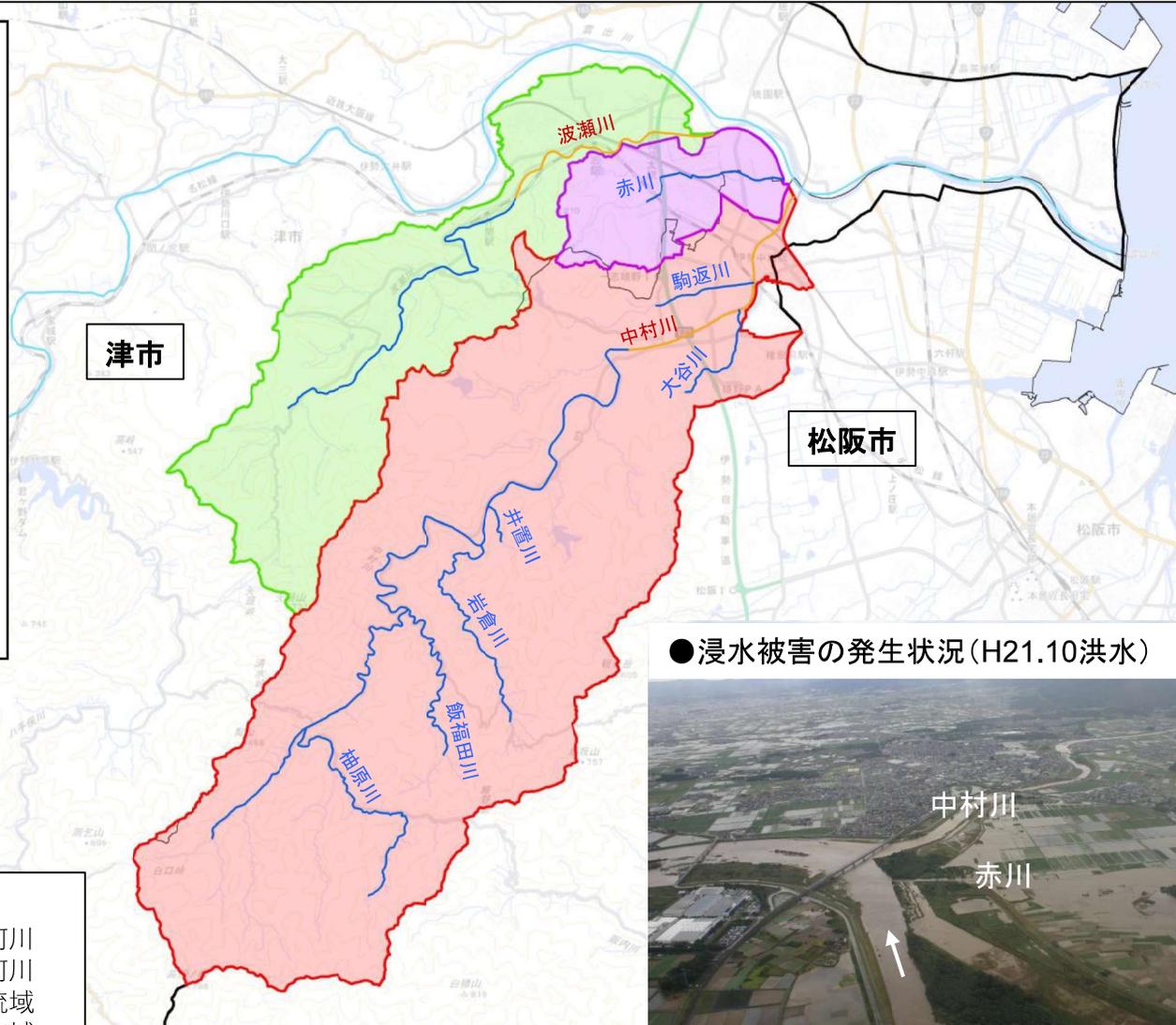
浸水被害対策を総合的に推進するため、ハードとソフトを組み合わせた対策計画

- ・ 河川管理者による治水対策
- ・ 雨水の流出を抑制するための規制
- ・ 開発・建築を制限するための規制 等

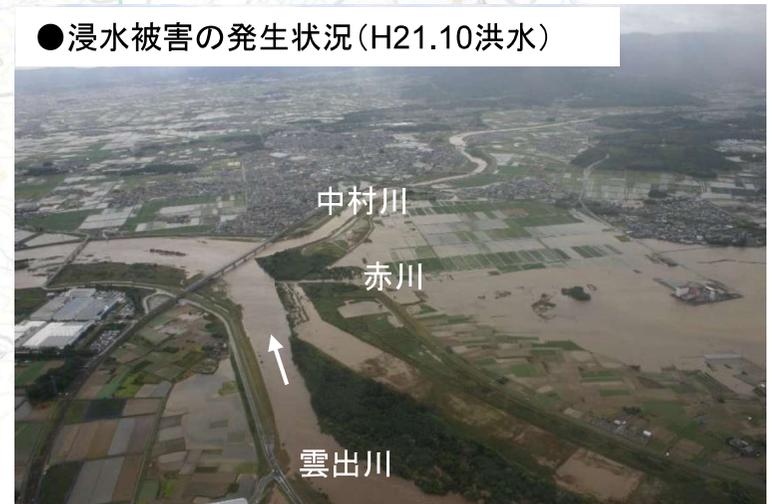
三重県内における特定都市河川の指定について

雲出川水系の中村川とその支川(6河川)、波瀬川、赤川について特定都市河川及び、特定都市河川流域に指定(R5.3予定)

位置図



● 浸水被害の発生状況(H21.10洪水)



三重県特定都市河川浸水被害対策法施行条例の制定

三重県特定都市河川浸水被害対策法施行条例の概要

特定都市河川浸水被害対策法に基づき、雨水貯留浸透施設、保全調整池及び貯留機能保全区域の標識の設置に関し、標識の設置場所や記載内容を定める。

標識の設置が必要となる行為

- ①雨水浸透阻害行為に伴い設置した**雨水貯留浸透施設**(法第38条3項)
- ②防災調整池の機能を保全するために知事が指定した**保全調整池**(法第45条)
- ③河川沿いの低地や農地等の貯留機能を保全するために**知事が指定した区域(貯留機能保全区域)**(法第54条)

≪標識の設置が必要な施設等のイメージ≫

①〔雨水貯留浸透施設〕



②〔保全調整池〕



③〔貯留機能保全区域〕



●標識を設置する場所

施設や区域の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所

●標識の記載内容

- ・施設の名称、指定番号または工事の検査済証番号
- ・施設の容量及び構造又は区域の位置
- ・施設の機能を阻害する恐れのある場合に必要な措置
- ・施設又は区域の管理者とその連絡先
- ・標識の設置者とその連絡先

90センチメートル	
保全調整池 三重県	
名称	三重赤川洪水調整池
指定番号	三重河川09-123
容量及び構造の概要	5,360㎡ 重力式擁壁
三重県知事への届出を要する行為	当該洪水調整池の埋立等
保全調整池の管理者及び連絡先	津市役所〇〇課 059-224-〇〇〇〇
標識の設置者及び連絡先	三重県河川課 059-224-〇〇〇〇
○ この保全調整池は、特定都市河川浸水被害対策法第44条第1項の規定により指定されたものです。	

90センチメートル	
雨水貯留浸透施設 三重県	
施設の名	三重雨水貯留浸透施設
検査済証番号	三重河川09-123
施設の容量又は規模及び構造の概	5,360㎡ 重力式擁壁
三重県知事への届出を要する行為	当該洪水調整池の埋立等
施設の管理者及び連絡先	津市役所〇〇課 059-224-〇〇〇〇
標識の設置者及び連絡先	三重県河川課 059-224-〇〇〇〇
○ この雨水貯留浸透施設は、特定都市河川浸水被害対策法第30条の許可に係る工事により設置されたものです。	

(2) 議案第31号

「三重県流域下水道条例の一部を改正する条例案」

1 改正理由

施設の老朽化等のため、三重県流域下水道条例に規定される普及啓発施設である松阪処理区高須町公園内のオートキャンプ場を廃止し、跡地を高台の広場として、同公園内に設置されているせせらぎ公園に位置付けます。また、このオートキャンプ場の廃止に伴い、料金徴収を行う施設がなくなることから、他の公園施設の使用許可について、効率的に運用するため、指定管理者で行えるよう変更します。

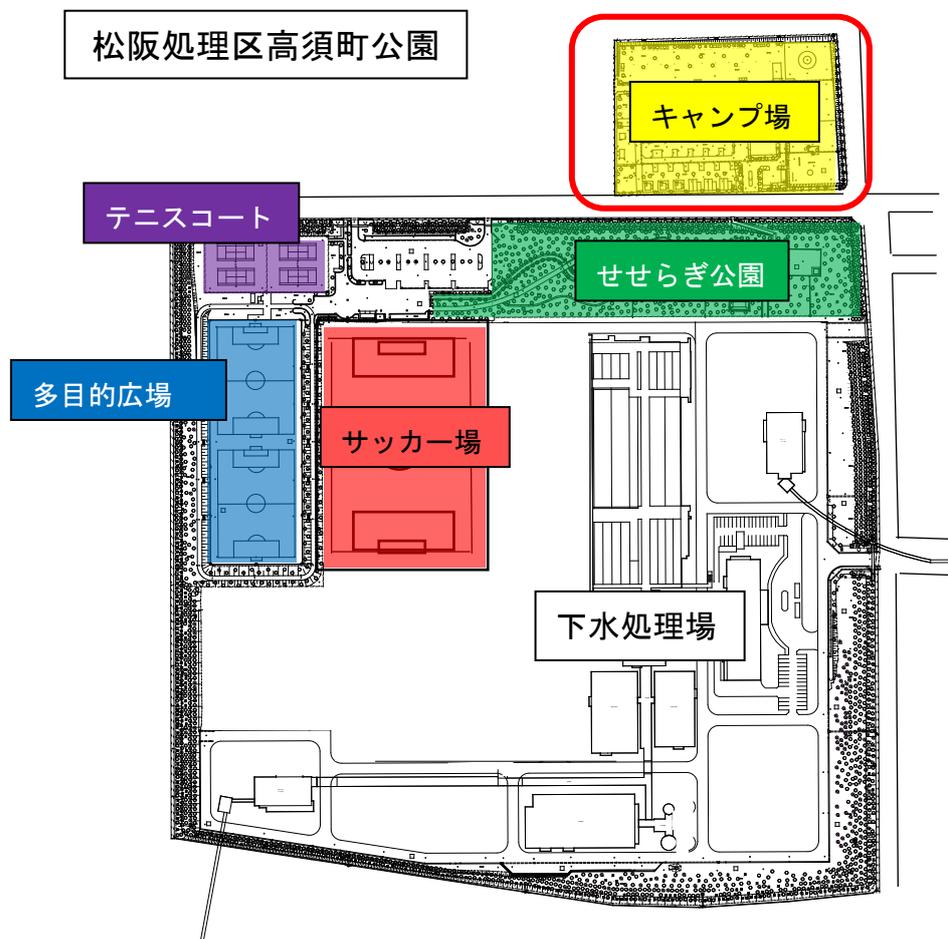
2 改正内容

オートキャンプ場を廃止するため、関係規定を削除します。また、公園施設の使用に係る許可等を指定管理者で行えるよう変更します。

3 施行期日

令和5年4月1日

ただし、公園施設の使用に係る許可等の規定については、次回の指定管理期間が開始となる令和6年4月1日とします。



(3) 議案第32号

「三重県建築基準条例及び三重県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例の一部を改正する条例案」

1 改正理由

宅地造成等規制法施行令の一部改正（令和4年12月23日公布）に伴い、規定を整理するものです。

2 改正内容

宅地造成等規制法施行令が宅地造成及び特定盛土等規制法施行令に名称変更されるとともに、同施行令の条項番号が変更されることから、三重県建築基準条例及び三重県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例の当該条項に関する規定を整理します。

3 条例の施行期日

令和5年5月26日

(4) 議案第33号

「三重県宅地開発事業の基準に関する条例の一部を改正する条例案」

1 改正理由

宅地造成等規制法の一部改正等に伴い、規定を整理するものです。

2 改正内容

- ① 宅地造成等規制法が宅地造成及び特定盛土等規制法に、宅地造成等規制法施行令が宅地造成及び特定盛土等規制法施行令に名称変更されるとともに、条項番号が変更されることから、三重県宅地開発事業の基準に関する条例の当該条項に係る規定を整理します。
- ② その他文言を修正します。

3 条例の施行期日

令和5年5月26日

(5) 議案第34号

「三重県特定公共賃貸住宅条例及び三重県営住宅条例 の一部を改正する条例案」

1 改正理由

入居の資格を有する者で連帯保証人を確保することが困難であるものの増加等に鑑み、連帯保証人制度を見直すとともに所要の規定の整備を行うものです。

2 改正内容

(1) 「連帯保証人」制度を廃止します

(2) 「緊急連絡人」制度を導入します

(3) 入居者の資格を見直します

- ・ 入居資格である「親族」に「里子」(児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童)を含めることとします。
- ・ 三重県営住宅条例について、過去に県営住宅に入居していた者の連帯保証人の規定を整備することとします。

3 条例の施行期日

令和5年4月1日(一部公布の日)

【三重県特定公共賃貸住宅条例及び三重県営住宅条例の一部を改正する条例案について】

1 条例改正の背景

国土交通省からの通知

近年、身寄りのない単身高齢者等が増加していることなども踏まえると、今後、公営住宅への入居に際して保証人の確保が困難となることが懸念される。

保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要である。

公営住宅への入居に際して **保証人の確保を前提とすることから転換** すべきである。

(平成30年3月30日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知)

中部管区行政評価局からの所見

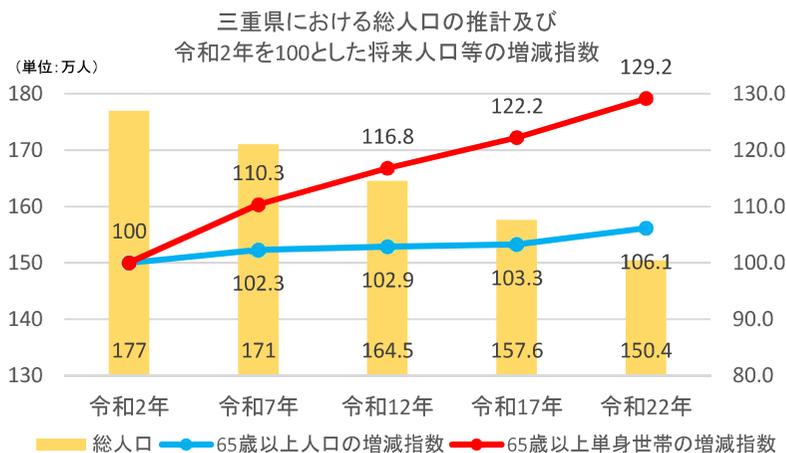
令和4年10月、中部地方整備局に対し、自治体に連帯保証人規定の削除を促すことが必要との所見を通知。

出典:「保証人の確保が困難な人の公営住宅への入居に関する調査」(総務省)

中部地方整備局からの通知

自治体に対して、連帯保証人規定の削除に向け検討を要請。

(令和4年10月5日付け国土交通省中部地方整備局建政部住宅整備課長通知)



出典: 令和2年までは総務省「国勢調査」による
令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」
及び「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)(2019年推計)」による

三重県営住宅での入居辞退の状況

県営住宅の入居に際して連帯保証人が確保できないため、入居を辞退した件数

年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	計
発生件数	14件	17件	9件	9件	49件 ※1
高齢者 (60歳以上)	6件	5件	3件	2件	16件 ※2
外国人 (60歳未満の方のみ)	3件	5件		4件	12件 ※3
その他	5件	7件	6件	3件	21件 ※4

その他の年代別	
年代	件数
20代	1件
30代	2件
40代	7件
50代	11件

※1 平成30年度から令和3年度までに、49件の入居辞退が発生

※2 60歳以上の高齢者の方が16件

※3 外国人の方が12件

※4 20代から50代までの各年代で21件の入居辞退が発生

(参考)三重県の連帯保証人制度の現状

県営住宅の入居の際に、原則として、**連帯保証人を2名**確保することを求めている。

連帯保証人が果たしている役割

●債務保証(家賃滞納の解消)

●入居者の緊急時連絡先(緊急時の対応)

連帯保証人の緩和の経緯

- 平成17年6月1日から、社会情勢を踏まえ、**連帯保証人を1名に軽減**できる規定を設けた。以降、順次、連帯保証人を1名に**軽減できる対象**を拡大してきた。

- 平成17年6月1日から 生活保護の被保護者で代理納付に同意する者を対象に規定
- 平成23年4月1日から 60歳以上の高齢者(家賃の支払いを口座振替で行う者のみ)を対象に追加
- 平成25年4月1日から 母子(20歳未満の子を扶養している寡婦)を対象に追加
- 平成28年7月1日から 父子(20歳未満の子を扶養している配偶者のない者すべて)を対象に追加
- 平成30年4月1日から 災害により住宅を滅失した被災者等を対象に追加

- 令和4年4月1日から、**連帯保証人を免除**できる規定を設けた。

<要件>

生活保護の被保護者で代理納付に同意する者
75歳以上の単身者等

令和4年6月に防災県土整備企業常任委員会において**今後も更なる緩和を検討**していくと説明

2 主な改正点

令和5年4月1日以降の入居申込みから、次のとおり運用します。

1 「連帯保証人」制度を廃止します。

2 「緊急連絡人」制度を導入します。

緊急連絡人とは

緊急連絡人の役割

- ①入居者と連絡がとれない場合の入居者及び関係者への連絡
- ②入居者が事件又は事故に遭遇したときの初期対応
- ③滞納家賃の納付督促及び納付催告への協力

緊急連絡人の要件

- 親族の場合
 - ・県内に住所又は勤務場所を有する三親等以内の親族(同居親族を除く。) 1名
- 親族以外の場合
 - ・三重県内に住所又は勤務場所を有する者 2名
 - ・三重県内に営業拠点を有する法人で、①～③記載の業務を行っている者 1法人

既に県営住宅に入居している方の連帯保証人について

既に県営住宅に入居している方については、入居時に締結した連帯保証契約のある賃貸借契約が、引き続き有効。

ただし、

条例改正（連帯保証人制度の廃止）の趣旨を踏まえ

連帯保証人が

- ①死亡した場合
- ②意思能力が十分でない場合
（認知症罹患、後見開始、保佐開始などの審判を受けた者）
- ③保証債務を履行することが困難な場合
（破産又は民事再生の手続きをした者、生活保護受給者など）
- ④住所又は居所が不明の場合

入居者が

- ⑤過去5年間にわたり、一度も家賃及び駐車場使用料の滞納がない場合

上記①～⑤のいずれかに該当する場合は、入居者からの申し出により、連帯保証人から緊急連絡人への変更を可能とします。

(8) 議案第48号「和解について」

1 当事者

原告① 桑名市 個人外3名（受傷者1名及び同家族3名）
原告② 三井住友海上火災保険株式会社
被告 三重県

2 概要

(事故の概要)

平成28年3月6日、員弁郡東員町大字大木地内の一般国道365号において、原告①受傷者が自転車で自転車歩行者道を走行していたところ、側溝と舗装部の間に生じた隙間に自転車前輪がはまり転倒し、頸椎損傷等による四肢運動障害になり、後遺障害1級1号と認定されました。

(訴訟の経緯)

原告①受傷者及び同家族は、被告の道路管理瑕疵のため同事故が生じ、その損害を受けたとして、1億6,387万293円の賠償金支払いを求め訴訟を起こしました。

原告②は、原告①受傷者の人身傷害保険金を負担しており、保険代位により請求権を取得したとして、2,461万4,602円の求償金支払いを求め訴訟を起こしました。

両請求事件は併合され、裁判手続きを継続する中で、令和5年1月11日、津地方裁判所より3者による和解勧告があり、和解条項の内容を検討したところ、県の主張が考慮されたものとなっており、県にとって受け入れることのできる内容であることから、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、和解に係る議決をお願いするものです。

3 和解の内容

- (1) 被告は、原告①に対し、和解金3,950万円を支払う。
- (2) 被告は、原告②に対し、和解金100万円を支払う。
- (3) 原告らは、その余の請求を放棄する。
- (4) 原告らと被告は、原告らと被告との間に、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は各自の負担とする。

【参考】事故発生からの経緯

日付	経緯
H28. 3. 6	原告①受傷者による本件事故が発生
H29. 3. 6	原告①受傷者が四肢運動障害となり後遺障害1級1号と認定
R 1. 10. 17	原告①からの訴状が県に送達
R 4. 9. 16	原告②からの訴状が県に送達
R 5. 1. 11	津地方裁判所から和解勧告

位置図



事故発生時の状況



◎ 所管事項

(2) 交通安全対策事業の実施状況



通学路における交通安全対策

(1) 通学路合同点検※

※千葉県八街市の事故を踏まえて R3.7~10に点検実施

千葉県八街市の事故を踏まえた通学路合同点検に基づく対策箇所について「交通安全対策補助事業(通学路緊急対策)」や「防災・安全交付金」を活用し対策を推進

対策箇所の視点

- ・ 見通しのよい道路や幹線道路の抜け道など、車の速度が上がりやすい箇所や大型車の進入が多い箇所
- ・ 過去にヒヤリハットの事例があった箇所
- ・ 保護者等から改善要請がある箇所

国道306号(鈴鹿市) ガードパイプ



国道260号(南伊勢町) カラー舗装



国道163号(伊賀市) ラバーボール



	R3年度	R4年度	R5年度
要対策箇所 (県管理道路) 228箇所	合同点検実施 完成 51箇所 (22%)	完成(予定) + 164箇所 (94%)	完成(予定) + 13箇所 (100%)

(2) 通学路交通安全プログラム

通学路交通安全プログラムに基づく対策箇所について「交通安全対策補助事業(地区内連携)」や「防災・安全交付金」を活用しPDCAサイクルで継続的に対策を推進

対策箇所の視点

- ・ 道路が狭い
- ・ 見通しが悪い
- ・ 人通りが少ない
- ・ 人が身を隠しやすい場所が近い
- ・ 大型車が頻繁に通る



主要地方道宮妻峽線(四日市市) 歩道整備



	~R3年度	R4年度	R5年度	R6年度~
要対策箇所 (県管理道路) 309箇所*	完成 233箇所 (75%)	完成(予定) + 53箇所 (93%)	完成(予定) + 8箇所 (95%)	残り 15箇所

千葉県八街市の事故を踏まえた合同点検や通学路交通安全プログラムの対策箇所について、速効対策等も講じながら、関係者とスピード感をもって進めます。

事故危険箇所等における交通安全対策

(3) 事故危険箇所の交通安全対策

幹線道路における事故危険箇所対策

令和4年3月に第5次事故危険箇所に指定された三重県内79箇所(県管理道路35箇所)の交通安全対策を推進

一般県道桑名東員線(桑名市) 路面標示



主要地方道松阪青山線(伊賀市) 路面標示



	～R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
事故危険箇所 (県管理道路) 35箇所※ <small>※第5次事故危険箇所</small>	完成 20箇所 (57%)	完成(予定) +10箇所 (86%)	完成(予定) +3箇所 (94%)	完成(予定) +2箇所 (100%)

対策後は、「三重県道路交通環境安全推進連絡会議」において、対策が完了している事故危険箇所の事後検証を行い、必要に応じて追加対策の検討を行っています。

(4) その他の交通安全対策の実施

二段階横断施設

道路の中央に交通島を設け、信号のない横断歩道を2回に分けて横断することで、通学児童及び高齢者等の歩行者が安全に横断できるよう県警と連携した交通安全対策を県内で初めて実施します。(令和5年3月末完成予定)

主要地方道宮妻峽線(四日市市)



立体路面標示

路面標示を立体的な障害物に見せかける視覚効果により、車両の減速やドライバーへの注意喚起を促すことで、歩行者への安全対策を図ります。

主要地方道四日市関線(亀山市)



事故危険箇所等における交通安全対策を進めます。

(3)建設業の担い手確保

～地域に必要とされ未来に存続する建設業～



1. 建設業の現状・課題・取組方針
2. 入職・定着への取組
3. 取組の検証と改善
4. 次期三重県建設産業活性化プラン



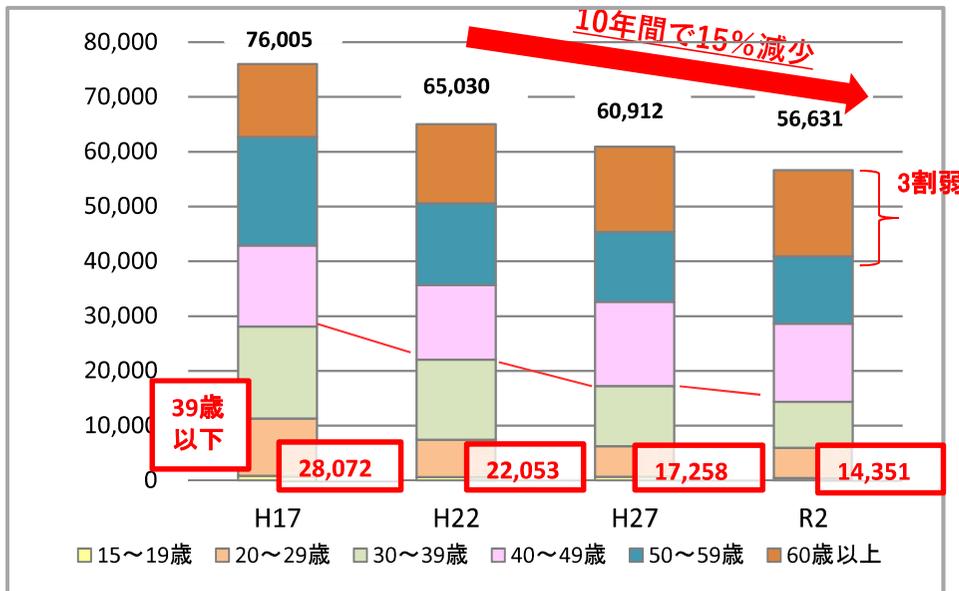
1. 建設業の現状・課題・取組方針

少子高齢化によって生産労働人口が減少していく中、建設業の担い手を確保するには、**求人活動**の促進はもとより、建設業の**労働環境改善**（特に若者や女性が活躍しやすい環境整備）、建設現場の**生産性向上**などの働き方改革が急務となっている。

現状

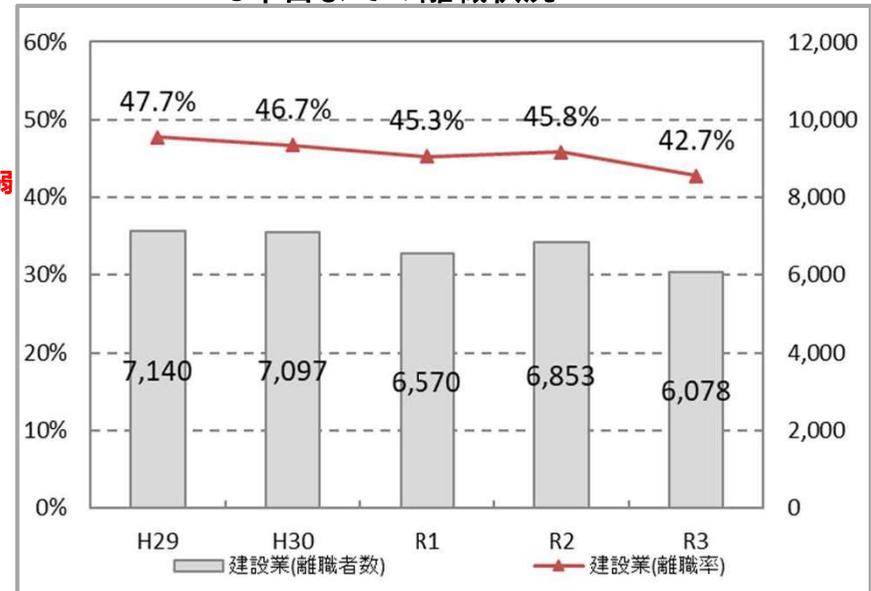
- 県内建設就業人口の減少が深刻（若者の建設業離れと就業者の高齢化）
- 60歳以上**の建設従事者は全体の**3割弱**を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。
- 建設業の高卒就業者（全国）は、その**約4割が3年後**に離職している。

県内建設業就業者数



出典：総務省「国勢調査」

建設業の新規高校卒就業者の3年目までの離職状況



出典：厚生労働省「新規学校卒業就職者・離職状況調査結果」



1. 建設業の現状・課題・取組方針

入職・定着しない原因

<<若年就業者の主な離職理由>>

- ①自分がやりたい仕事とは異なる内容だったため
- ②休日・休暇・労働時間の条件が悪かったため
- ③賃金の条件が良くなかったため
- ④キャリアアップするため

出典：独立行政法人 労働政策研究・研修機構
第2回若年者の能力開発と職場への定着に関する調査

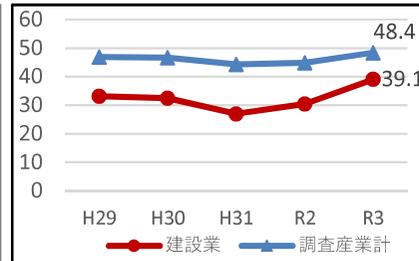
①建設業への理解

建設業への理解不足によるミスマッチ。

- ・建設業のやりがいや魅力が伝わっていない。
- ・入職前のイメージと実際の業務とのギャップがある。

②休日の状況

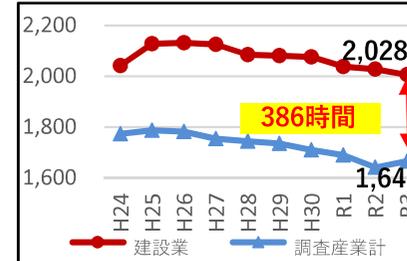
完全週休二日の導入率は全産業に比べ10%程度低い。



出典：「厚生労働省」就労条件総合調査

③労働時間

県内建設業の年間総実労働時間は全産業に比べ年間300時間以上多い。



出典：三重県「毎月勤労統計調査」

④技能労働者の処遇

身につけた能力や経験に応じた処遇が無い。

- ・適切な賃金水準の確保が必要。
- ・キャリアアップをしていく制度が無い。

入職・定着への取組

1. 魅力発信

- ・現場見学会
- ・出前授業
- ・女性技術者と女子学生の交流会など

2. 休日の確保

- ・週休2日制工事の推進

3. 長時間労働是正

(生産性の向上)

- ・施工時期の平準化
- ・ICT活用工事の促進

4. 処遇改善

- ・最新の実勢価格を設計労務単価へ迅速に反映
- ・建設キャリアアップシステム (CCUS) の活用等

2. 入職・定着への取組

1. 魅力発信

魅力発信

R4年度の取組結果

教育機関と建設企業の連携を支援し、**学校、進路指導教諭へダイレクトに建設業の魅力を発信。**

教育機関と建設企業との連携を支援(継続)

- ・建設企業との関係性を構築したい。
- ・先生が建設業を学び、知る機会が欲しい。



- ・学校の敷居が高く訪問できない。
- ・学生に建設業を伝える機会が欲しい。



支援
マッチング

学校訪問
R3 R4
24校 ⇒ 34校

担い手確保支援チーム 始動! (R4~)

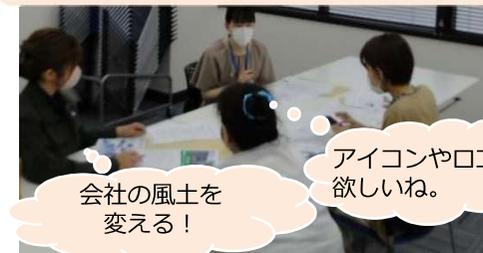
4月から担い手確保支援チームの活動スタート



カッコイイ姿を積極的に情報発信していこう!



建設業協会女性部会との連携



会社の風土を変える!

アイコンやロゴが欲しいね。

若手職員で構成するメンバーが業界団体と連携し、若手の視点で魅力発信!

1. 魅力発信

魅力発信①

① SNSによる発信

担い手確保支援チームの若手職員により積極的に発信！



令和5年度：25件発信（1月末時点） **最高閲覧数を獲得**



「見たよ！」と声をかけてもらうことも多く、SNSの編集・発信にやりがいを感じています！

② PRポスターによる発信



担い手確保支援チームが作成したPRポスターを学校の進路情報スペースに掲示し**ダイレクト発信!**

③ 写真展による発信

・県立図書館と連携し写真展を開催



県庁舎、民間施設の計12箇所も継続実施中

図書館司書が建設業の関連本を選書し配架

R5年度の進め方

発信した情報が、**学校や若者へ確実に届く方法を研究し**建設業の魅力を発信します。

R4 年度の取組結果

建設業界と連携し出前授業、現場見学会等の開催により教育機関へ建設業の魅力を発信。

① 出前授業

私学初

県 担い手確保支援チーム



身近な構造物を交えながら
公共事業の必要性をPR!



準備段階から担い手確保支援Tが
業界と連携し、授業内容の検討を支援!

県立普通科 1 校、私学 3 校で開催

② 現場見学会



「現場見学会へSTEP UP!」

普段は入れない、建築現場に入って
生徒は細部まで興味深々!

取組
定着



ICT重機に触れ、
最新の土木技術を体感!

県立普通科 3 校、工業系高校等 8 校、私学 1 校の
計 1 2 校で開催

1. 魅力発信

魅力発信②

③ 実習授業の充実

2年目に突入



担い手確保支援チームのメンバーが公共事業について楽しく授業！



フィニッシャーに乗車し、振動とASの匂い・熱を実感！

- ・工業系高校と建設企業のニーズをマッチングした実習授業の開催
- ・工業系高校2校で開催

④ 女性技術者交流会

取組定着



建設業はきついイメージだったけど明るいイメージに変わりました！

- ・工業系高校1校で開催
- ・担い手確保支援チームも参加

⑤ 進路指導教諭と建設企業の交流会

先生向け初



生徒に建設業の魅力や働き甲斐を伝えます！

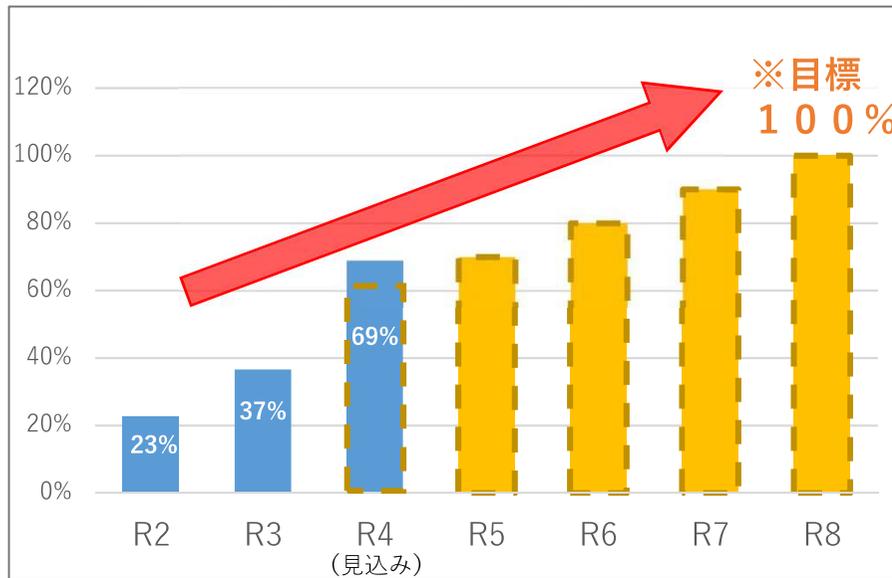
- ・建設業の実態を進路指導教諭に説明。
- ・OB・OGが働く姿を先生にダイレクト発信！
- ・2地域（北勢、伊勢志摩）で開催

R5年度の進め方

建設業界と連携し**取組の定着**に向け、出前授業、実習授業等を継続・拡大します。

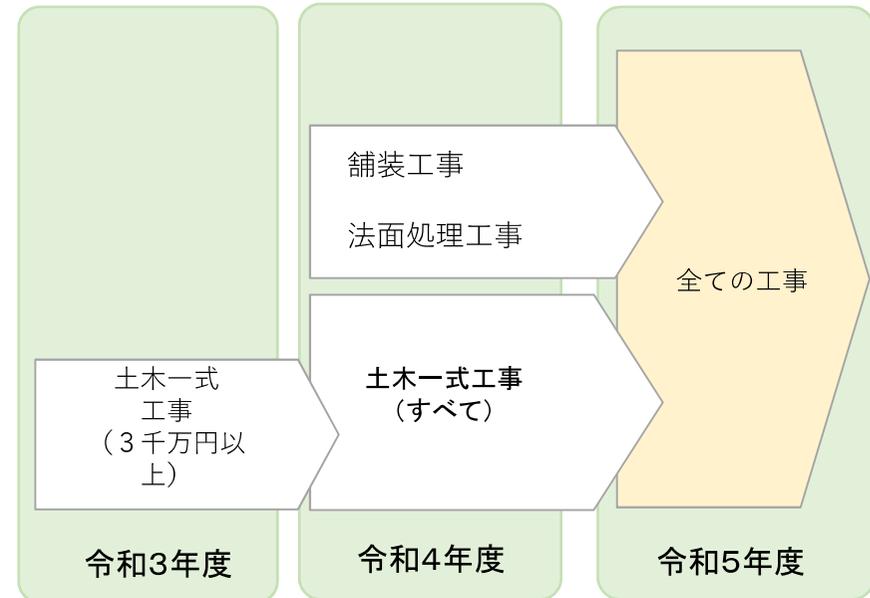
① 週休二日制工事（4週8休）の達成状況

4週8休指定型工事の拡大により
4週8休達成の取組を促進



4週8休達成率 = 4週8休達成した工事件数/週休二日制工事発注件数

4週8休指定型工事の拡大



② 週休二日制工事の課題

- ① 令和8年度の目標値100%に向けて、さらに取組を推進する必要がある。
- ② 現場閉所しても他の工事（市町、民間）で働かなど労働者が休めていない。
- ③ 時間外労働の上限規制が令和6年4月から建設業にも適用されるため、時間外労働の削減が必要。

③ R5年度の週休二日制工事の進め方

- ① 4週8休指定型工事の対象を全ての工事とする。
- ② 県内すべての市町に対して、取組の促進を要請。関係機関と連携し、民間工事発注者等への周知・要請を行う。
- ③ 建設業界と連携し、現場技術者の時間外労働削減のための仕組みづくり（分業等）を検討する。

① ICT活用工事の取組

平成30年度から、建設現場の生産性向上を図るためにICT活用工事を実施

【建設工事の5つのプロセスでICTの活用を促進】

① 3次元起工測量

UAV（ドローン）による3次元測量

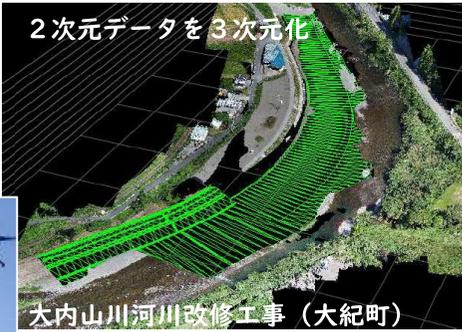


大内山川河川改修工事（大紀町）

起工測量の日数を削減

② 3次元設計データの作成

2次元データを3次元化



大内山川河川改修工事（大紀町）

3次元座標を持った設計データ

③ ICT建機による施工

ICT建機による掘削・盛土

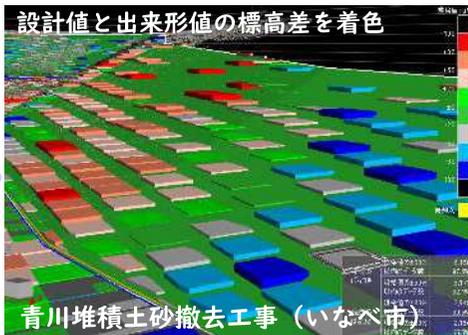


大内山川河川改修工事（大紀町）

設計データにより施工を自動制御

④ 3次元出来形管理

設計値と出来形値の標高差を着色

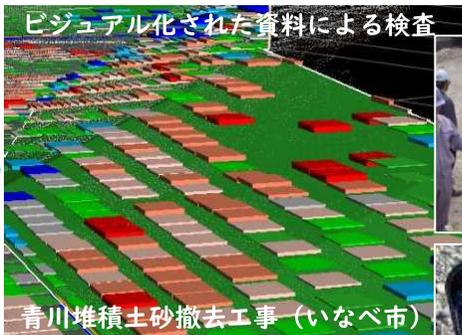


青川堆積土砂撤去工事（いなべ市）

出来形管理資料を自動作成

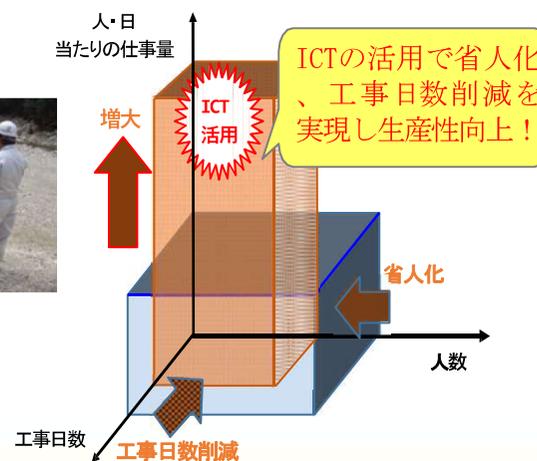
⑤ 3次元データの納品

ビジュアル化された資料による検査



青川堆積土砂撤去工事（いなべ市）

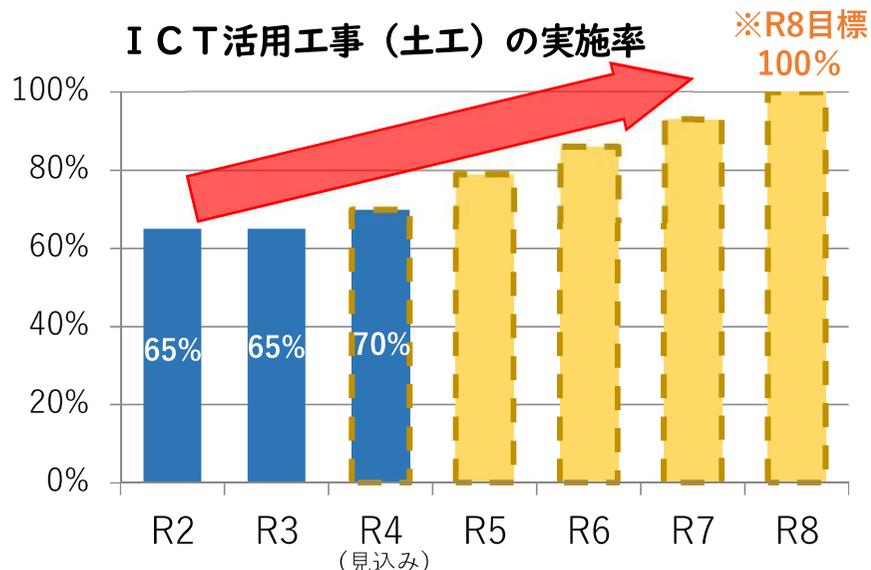
検査の精度向上及び効率化



【生産性向上のイメージ】

② ICT活用工事の達成状況

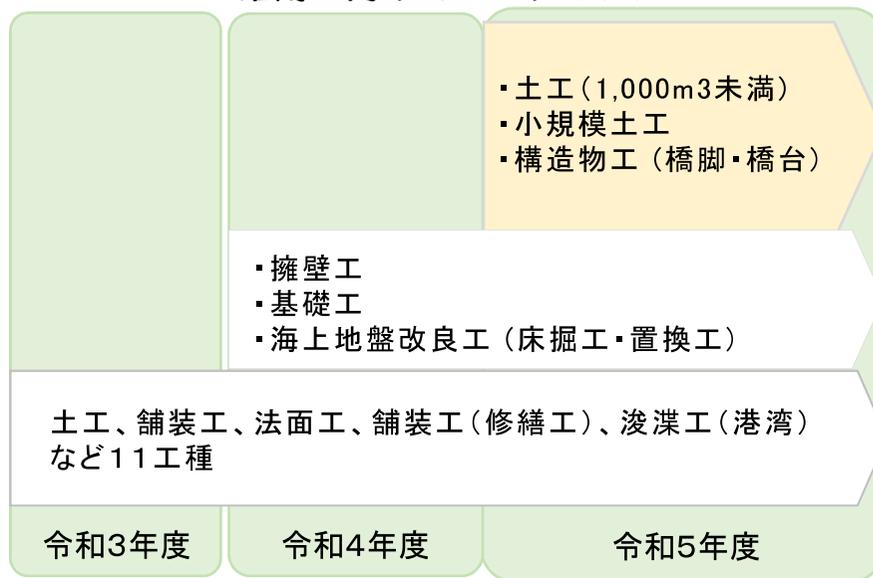
新たな要領と講習会を通じた普及啓発により
ICT活用工事の取組を促進



ICT活用工事（土工）の実施率
= ICTを活用した工事件数 / ICT活用工事（土工）として発注した工事件数

建設現場の生産性を向上させるため
適用工種を拡大

ICT活用に向けたロードマップ



③ ICT活用工事の課題

- ① 1,000m³未満の土工工事において、県の積算と現場の必要経費に乖離がある工事が多く見られる。
- ② ICT活用工事を経験した建設企業は、年々増加しているものの、現在土木一式Aランク業者で約6割という状況である。

④ R5年度のICT活用工事の進め方

- ① 1,000m³未満の土工工事に無理なくICTが導入できるよう新たに簡易なICT活用に対応した要領を制定する。
- ② 講習会を開催し、ICT活用による生産性向上、インセンティブの付与等を説明し、普及拡大に向けた啓発を行う。

【働き方改革】

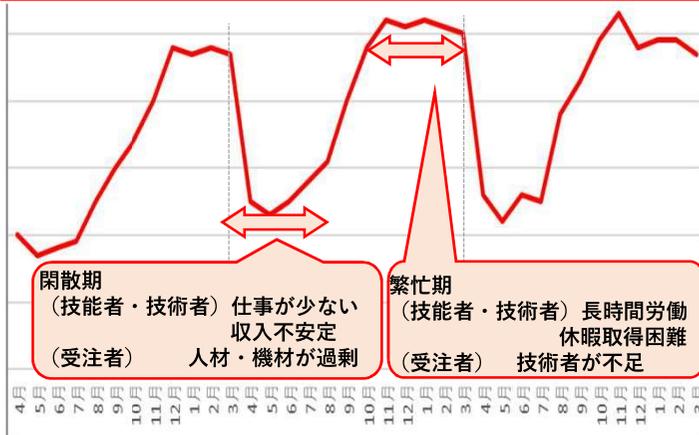
- 建設業が、災害対応、インフラ整備・メンテナンス等の役割を果たし続けるためには、働き方改革の取組を一段と強化することが必要です。
- 働き方改革を加速するため、**施工時期の平準化**により、長時間労働の是正等を図るとともに、限られた人材・資機材の効率的な活用を促進し、「**生産性向上**」に取り組んでいます。

【担い手3法改正】（令和元年6月）

- 債務負担行為や繰越明許費の活用により
「施工時期の平準化に取り組むことは発注者の責務」 となりました。

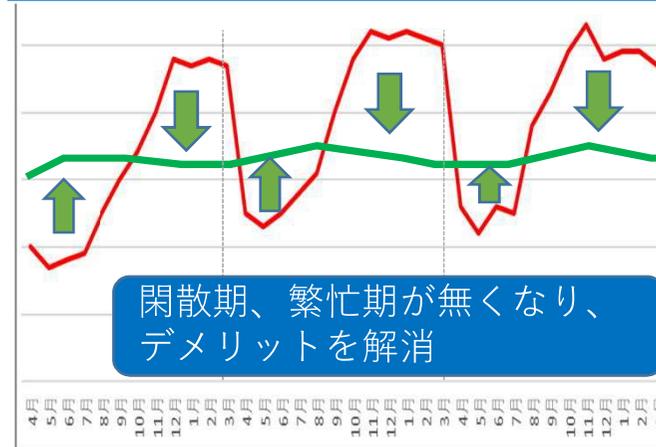
【年間工事量の状況】

現状：時期により**工事量が偏在**



工事量の偏在によるデメリットの解消に取り組む

年間を通じて**工事量を平準化**



平準化により期待される効果

- 労働者（技術者・技能者）の処遇改善（長時間労働の是正、休日の確保等）
- 人材・資機材の実動日数の向上等による経営の健全化等

4. 処遇改善

建設キャリアアップシステム (CCUS) の活用

① 建設キャリアアップシステムとは

業界統一のルールで、就業履歴や保有資格などをICカードを通じ蓄積することで、**技能者の処遇改善**や**技能の研鑽**を図ることを目指すシステムです。

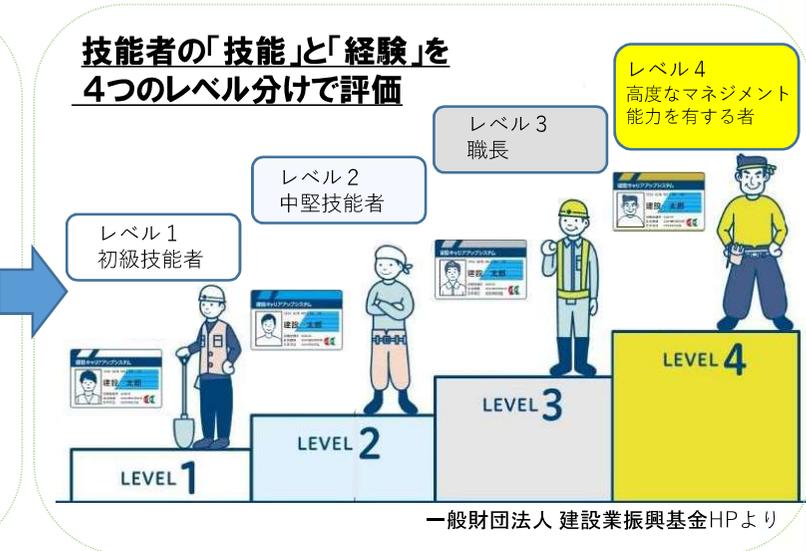
① 事業者・技能者情報の登録



② カード交付、現場での読取



③ レベル分けの評価



② 建設キャリアアップシステム導入のメリット

技能者のメリット



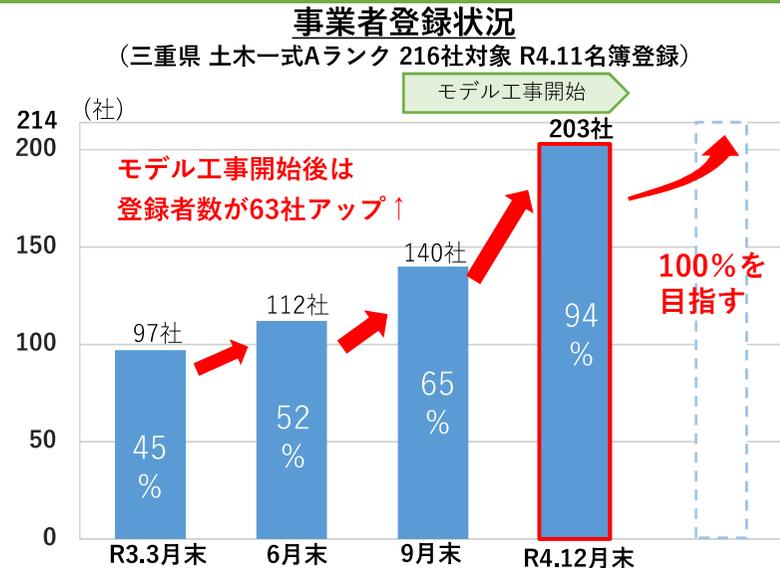
- ・仕事の記録を貯めて実力を証明
- ・技能者が適正に評価されて賃金アップ↑
- ・若い人たちは明確な目標でモチベーションアップ↑

事業者のメリット

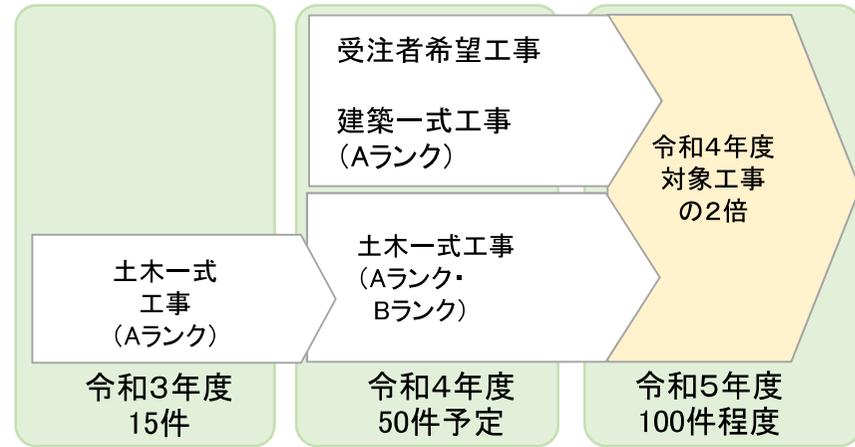


- ・処遇改善により、技能者の入職・定着が進み業界全体の担い手確保が進む
- ・施工体制台帳や社会保険加入状況などの情報を容易に管理することが可能

③ 建設キャリアアップシステム (CCUS) の導入状況



CCUSモデル工事の拡大



④ CCUS活用の課題

本県では、**モデル工事**を段階的に実施しCCUS活用を促進します。

建設現場でのCCUS活用促進



元請事業者のCCUS登録は進んでいるが、『下請事業者』や『技能者』の登録は進んでいない。

⑤ R5年度のCCUS活用の進め方

- ①CCUS活用モデル工事 (元請事業者の登録促進) の拡大 (令和4年度対象工事の2倍以上)
- ②令和6年度からの【ステップ2】 (下請事業者・技能者の登録促進) 導入に向けて企業へ周知

4. 処遇改善

最新の実勢価格を反映し適正な利潤を確保

令和5年3月1日から適用する公共工事設計労務単価について

国交省が令和5年3月1日から適用する**最新の実勢価格を反映**した都道府県別の労務単価を公表したことを受け、三重県でも令和5年3月1日から新たな労務単価を適用しています。

労務単価（主要11職種平均）

令和5年3月1日適用 **24,122円**（R4比：+5.6%，H24比：+66.2%）

主要11職種平均（三重県）

11年連続の上昇



職種	R4.3 (円)	R5.3 (円)	対前年度比
特殊作業員	23,100	24,200	104.8%
普通作業員	19,900	21,300	107.0%
軽作業員	15,000	16,100	107.3%
とび工	28,000	28,400	101.4%
鉄筋工	26,300	28,100	106.8%
運転手(特殊)	23,800	25,700	108.0%
運転手(一般)	21,300	22,900	107.5%
型枠工	26,000	27,400	105.4%
大工	28,200	30,100	106.7%
左官	25,400	25,800	101.6%
交通誘導警備員 (A、Bの平均)	14,350	15,350	107.0%
平均	22,850	24,122	105.6%

物価高騰への適切な対応について

- 資材の設計単価の改訂頻度を見直し、最新の実勢価格を早期に反映（令和4年7月）
特別改訂を行う主要資材の価格変動を「10%（生コンは5%）以上変動した時」から「5%以上変動した時」へ変更（主要資材：鉄筋、生コンクリート、骨材類、コンクリート製品類、アスファルト合材、杭、木材、水道資材、燃料油類）
- 建設工事請負契約書第25条第5条（単品スライド条項）運用基準を改定（令和4年6月）
一定の条件を満たした場合、設計単価を用いず実際の購入金額でのスライド協議が可能
- 建設工事請負契約書第25条第6条（インフレ条項）の活用を周知（令和5年2月）



3. 取組の効果検証と改善

効果検証により取組を繰り返し改善・充実することで、建設業への就職の定着を目指す。

- ①【魅力発信】建設企業と教育機関との連携等
- ②【休日の確保】週休2日制工事等の推進
- ③【長時間労働の是正】ICT工事等の推進
- ④【処遇改善】CCUSの活用等

改善・充実

効果検証

建設業のイメージと就業状況、相互の変化を捉え取組の効果を検証

●建設業のイメージ調査 (アンケート調査)

進路担当教諭や新規入職者を対象に、建設業のイメージや入職理由を定期的に調査



●就業状況調査

魅力発信の働きかけを行った学校等の建設業への就職状況を定期的に調査

若手が定着・活躍できる
建設業を目指します！





4. 次期三重県建設産業活性化プラン

令和5年度は、第三次三重県建設産業活性化プラン（令和2年度～令和5年度）の効果の検証を行い、次期三重県建設産業活性化プランを策定します。

R5年度のプラン策定の進め方

第三次プランの
効果検証

三重県の建設産業の現状分析

第三次プラン検証から見える課題

現状分析から見える課題

骨子案 令和5年10月

中間案 令和5年12月

最終案 令和6年3月

次期三重県建設産業活性化プラン策定 令和6年3月

(4) 三重県港湾みらい共創本部

- 多様な関係者と協働し、港湾が関わる新たな課題に対応することなどを目的に「三重県港湾みらい共創本部」を設置し、港湾の脱炭素化や港湾を用いた地域の活性化に向けた様々なプロジェクトを計画、推進
- 津・松阪港、尾鷲港、鳥羽港の3港をモデル港湾として抽出、各港湾での取組等を踏まえ、16港湾へ横展開を検討

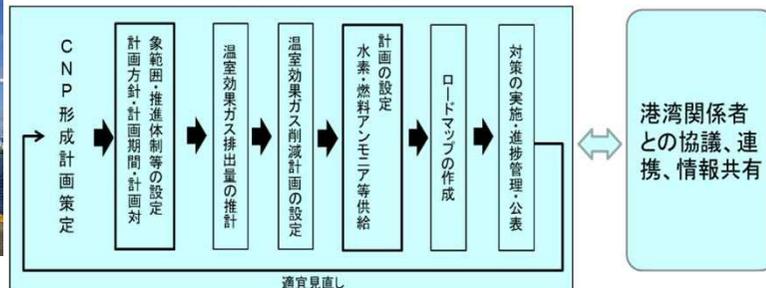
三重県 港湾みらい共創本部

本部長：知事 副本部長：両副知事
 本部長：戦略企画部長、環境生活部長、南部地域活性化局長、農林水産部長
 雇用経済部長、観光局長、県土整備部長
 ※オブザーバー：四日市港管理組合 経営企画部長

○主な検討項目

(1) 港湾の脱炭素化

重要港湾でのカーボンニュートラルに向け
 CNP形成計画の策定



(2) 港湾による地域産業活性化

林業や水産業、工業など港湾と連携した地域産業の活性化に資する港湾の取組の検討



(3) 港湾を利用した観光活性化

クルーズ、マリンレジャーなど、港湾と連携した観光振興に資する港湾の取組の検討



4/28 第1回本部会議 開催

- ・モデル港湾の抽出
- ・関係者ヒアリング実施など

11/21 第2回本部会議 開催

- ・方針案検討
- ・関係者との対話・協議など

●基本方針の策定

- ・関係者との対話・協議
- ※本部員会議を適宜開催

令和6年度末

- ・カーボンニュートラルポート(CNP)形成計画策定
- ・活性化の取組プロジェクト作成
 ※可能なものから着手

令和4年度

令和5年度

令和6年度

把握した課題と今後の進め方について

- ヒアリングなどにより把握した課題を4種類に分類し、それぞれについて基本的な考え方を整理
- 今後、港湾利用者、関係機関との対話等を進めながら、各港湾の特性に合わせた基本方針の策定や具体的な取組計画についての検討を進め、令和6年度を待たず、出来るものから取組を行う

◎課題の分類と基本的な考え方

課題の種類	検討項目との関連	課題解決に向けた基本的な考え方
維持修繕など港湾管理に関する課題	②、③	効果的な港湾利用に結びつく、具体的な維持管理に向けた取組について検討を進める
利用促進に向けた港湾施設に関する課題	①、②、③	後背地の産業集積地等との連携、ニーズに合わせた施設配置など、利用促進に向けた取組について検討を進める
関係市が進めている取組に関する課題	②、③	港湾管理者として協力するため、進めている取組についての詳細なヒアリングや対話を進める
脱炭素化に向けた取組に関する課題	①	まずは、ヒアリング企業を中心に港湾の脱炭素化の取組への参画を求めていく

※「脱炭素化に向けた取組に関する課題」については、津松阪港、尾鷲港が対象

◎スケジュール(イメージ)



※共創本部の主目的である港湾の脱炭素化、産業活性化、観光活性化毎の分類は、モデル港湾での具体的な取組内容を踏まえて整理

(5) 令和3年度包括外部監査結果に対する対応結果

1 令和3年度包括外部監査のテーマ

防災・減災（特にソフト面の対策事業、海岸事業並びに港湾事業）に関する事務の執行について

2 県土整備部における監査報告数

項目	指摘	意見	合計
Ⅱ ハード対策 海岸 及び ハード対策 港湾	0	(10種類) 57件	(10種類) 57件

※契約ごとに表明された57件の指摘・意見が別表のとおり、10種類に分類されます。

3 主な意見の概要及び対応結果

(1) 個人情報の管理について（24件）

【意見の概要】 健康保険証の写し等の雇用確認書類が簿冊に編てつされていた。簿冊にこれらの個人情報が含まれる文書が存する場合には、起案文書に個人情報の有無を記載するだけでなく、個人情報が含まれる文書の特定ないし区別ができる方策を検討することが望まれる。

【対応結果】 健康保険証の写し等雇用確認書類については、令和5年度から、契約時に確認した旨をチェックリストに記した後、廃棄するよう取扱いを改めます。

(2) 契約時提出書類チェックリストの活用について（21件）

【意見の概要】 契約時提出書類のチェックについて、事務所では独自のチェックリストを用いるなどして不備防止に努めていたが、建設業課作成のチェックリストは詳細で網羅的な内容になっているため活用することが望まれる。

【対応結果】 全事務所において、建設業課作成のチェックリストが活用されるよう、周知徹底しました。

令和3年度 包括外部監査結果に対する対応結果

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
包括外部監査の指摘及び意見		
「Ⅱハード対策 海岸事業」および「Ⅲハード対策 港湾事業」		
【意見：57件】		
① 個人情報の管理について（意見24件）		
<p>健康保険証の写し等雇用確認書類（又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し等雇用確認書類）が、県の関係書類のファイルにマスキングなく編てつされていた。簿冊中にこれら個人情報が含まれる文書が存する場合には、単に起案書式に個人情報の有無のみの記載欄を設けるだけでなく、例えば、個人情報が含まれる具体的な文書名の記載欄を設ける、個人情報が含まれることが一般的な文書名を列挙したチェックリストを別途作成する、個人情報が含まれる文書の欄外にもその旨の記載をする等、より個人情報が含まれる書類の特定ないし区別ができる方策を検討することが望まれる。</p>	<p>健康保険証の写し等雇用確認書類については、令和5年度から、契約時に確認した旨をチェックリストに記した後、廃棄するよう取扱いを改めます。</p>	<p>県土整備部 桑名建設事務所、四日市建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、熊野建設事務所 ※建設業課所管</p>
②個人情報の管理について（意見2件）		
<p>雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等に記載されている雇用保険被保険者証の被保険者番号についても、今後は健康保険被保険者の被保険者記号・番号等と同様に、マスキング等の措置を講じることも検討されるべきである。</p>	<p>雇用保険被保険者証については、令和5年度から、契約時に確認した旨をチェックリストに記した後、廃棄するよう取扱いを改めます。</p>	<p>県土整備部 四日市建設事務所 ※建設業課所管</p>

<p>③ 契約時提出書類チェックリストの活用について（意見21件）</p> <p>契約時に提出する書類の不備の防止対策として建設業課により「契約時提出書類チェックリスト」が作成されているが、当該チェックリストの使用は強制されていないため、監査対象の建設事務所では当該チェックリストは使用せず、独自のチェックリスト等により複数人でチェックをされている。</p> <p>提出書類の不備防止対策としてはチェックリストの利用が有用と考えられるが、建設業課作成のチェックリストは詳細で多岐にわたってチェック項目を網羅していると思われる。</p> <p>今後は建設業課作成のチェックリストもしくはそれを参考に新たにチェックリストを作成して使用することが望まれる。</p>	<p>全事務所において、建設業課作成のチェックリストが活用されるよう、周知徹底しました。</p>	<p>県土整備部 桑名建設事務所、四日市建設事務所、津建設事務所、志摩建設事務所、熊野建設事務所 ※建設業課所管</p>
<p>④ 指名競争入札理由書の添付漏れについて（1件）</p> <p>指名競争入札によった場合には、指名競争入札によった理由が記載された「指名競争入札理由」が作成され関係書類のファイルに綴じられる。しかし当該事業の関係書類のファイルには指名競争入札を採用した理由書が添付漏れにより綴じられていなかった。必要書類がもれなく綴じられていることをチェックすることが望まれる。</p>	<p>今後は、指名競争入札理由書の添付漏れがないようチェック体制を強化しました。</p>	<p>県土整備部 桑名建設事務所</p>
<p>⑤ 指名競争入札理由書の記載について（4件）</p> <p>指名競争入札によった場合には、施行番号毎に綴じられている関係書類のファイルに指名競争入札によった理由が記載された「指名競争入札理由」が綴じられる。「指名競争入札理由」には当該委託業務は、地方自治法施行令第167条第3号「一般競争入札に付することが不利と認められとき」に該当するため、入札方法を指名競争としたい旨が記載されていた。なぜこの条項に該当するのかという具体的な内容を記載することが望ましい</p>	<p>意見の趣旨を踏まえ、指名競争入札理由については、より具体的な内容を記載することとしました。</p>	<p>県土整備部 桑名建設事務所、津建設事務所 ※建設業課所管</p>

⑥ 技術提案評価結果の保存について (1件)	<p>関連書類を確認した結果、当工事は入札に参加した3社のうち1社は辞退した。技術提案評価結果を確認したところ、辞退会社の技術提案評価結果は保管されていたにもかかわらず、入札の審査を受けた会社の1社の技術提案評価結果が保存されていなかった。</p> <p>これは、落札決定後に自社の技術提案評価結果を「技術提案評価結果の情報提供申請書」により求められた場合は情報提供として渡しているためである。ただし、技術提案評価結果を紙ベースで渡してもすべてデータで保存しているため、紙ベースの書類が編綴されていなくても、その情報はすべて保存されていることになる。</p> <p>しかしながら、工事の簿冊に所定の書類の編綴が無いということは、紛失したり誰かが故意に持ち出している等誤解を招く恐れがあるので、技術提案評価結果の情報提供を希望した社には写しを渡し、技術提案評価結果の原本は簿冊内に編綴して保存しておくことが望まれる。</p>	<p>技術提案評価結果の原本は、簿冊に編綴のうえ、写しを渡すこととしました。</p>	<p>県土整備部 津建設事務所</p>
⑦ 貸与にかかる様式について (1件)	<p>業務委託に関して受注者から過年度の測量報告書等の貸与の申し出があった際、「三重県業務委託共通仕様書」では貸与品に関する様式の定めがないことから、「借用書」により貸与されている。当該「借用書」は、下段に返納書欄が設けられているが、返却時に返納確認欄への記載が行われておらず、返却の事実が確認できる体制が充分ではない状況となっていた。</p> <p>このため、業務委託についても、「三重県業務委託共通仕様書」に、貸与品に関する様式を定める、「三重県公共工事共通仕様書」の第5号様式「貸与品借用書」・第6号様式「貸与品返納書」を用いる、など、貸与品の貸出・返却に関する取扱を明確にしておくことが望まれる。</p>	<p>業務委託における貸与品の貸出・返却に関する取扱いを明確にするため、「貸与品借用書」「貸与品返納書」の様式を定めました。</p>	<p>県土整備部 伊勢建設事務所 ※技術管理課所管</p>
⑧ チェックリストの記載について (1件)	<p>契約時のほか、業務上必要な手続きの漏れを防止するために利用されている建設業課作成のチェックリストによるチェック実施状況を確認したところ、一部の項目についてチェックリストへの記載が行われていなかった。</p> <p>県の担当者によると、単純な記載漏れであり各チェック項目の確認作業は行われた旨の回答を得たが、今後は適切なチェックリストの使用が望まれる。</p>	<p>所属内で注意喚起を行い、適切にチェックリストを使用しています。</p>	<p>県土整備部 志摩建設事務所</p>

⑨ 工事打合せ簿の日付誤りについて（1件）		
工事打合せ簿に記載された年月が令和2年9月30日と記すべきところ令和2年9月31日と誤記されていた。誤記を訂正すると共に、公的書類の管理年月日であるから、誤記が発見できるようにチェック体制を見直すことが望まれる。	日付け誤りについては、訂正するとともに、チェック体制を見直しました。	県土整備部 熊野建設事務所
⑩ 工程管理について（1件）		
防波堤応急復旧工事において、（その1）と（その2）で別々の製作ヤードにおいて消波ブロックを製作することになっていた。しかしながら契約直後、岸壁背後に沈下等が発見され作業時の安全性が確保できないことが懸念されたため、同じ製作ヤードを使用することとなった。その結果（その2）においては、工期の始期が大幅に遅れることとなった。また、製作ヤードの変更による工期の遅延が予想されているにもかかわらず、工期の変更に関する変更契約は締結されていない。 （その1）については、工期の延長もなく、設計変更の対象としないことに理解はできるが、（その2）について、たとえ受注者から工期の延長変更の請求がなかったとしても、工期内での完成が事実上困難と判断され、工期が大幅に遅延することが判明した段階で、工期の変更について協議し、変更契約を締結することが望ましかったと思われる。	工期が大幅に遅延することが判明した段階で、受注者と協議し変更契約を締結することとした。	県土整備部 熊野建設事務所

(6) 審議会等の審議状況（令和4年11月21日～令和5年2月14日）

（県土整備部）

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会
2 開催年月日	令和4年12月20日
3 委員	委員長 岡 良浩 副委員長 岡島 賢治 委員 北野 博亮 他4名
4 諮問事項	公共事業事後評価実施事業 ・農業農村整備事業（中南勢・中南勢2期（ビーフロード）） ・水産基盤整備事業（桃取地区） ・道路事業（国道477号 西浦バイパス） ・道路事業（国道167号 鵜方磯部バイパス） ・街路事業（近鉄名古屋線川原町駅付近（連続立体交差））
5 調査審議結果	事後評価実施事業について、事業の評価結果の妥当性が認められた。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県都市計画審議会
2 開催年月日	令和5年1月10日
3 委員	会長 松本 幸正 委員 仲林 真子 他19名
4 諮問事項	産業廃棄物処理施設の敷地の位置について （松阪市内 産業廃棄物処理施設）
5 調査審議結果	諮問事項について、原案どおり答申された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県港湾審議会
2 開催年月日	令和5年1月13日
3 委員	会長 小谷野 喜二 委員 朝日 幸代 他12名
4 諮問事項	白子港の臨港地区等の変更について
5 調査審議結果	諮問事項について、原案どおり答申された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県景観審議会
2 開催年月日	令和5年1月13日
3 委員	会長 増井 正哉 委員 岡田 博明 他8名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	主要な視点場の現況確認と追加について及び県の景観行政に係る取組状況について報告した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県屋外広告物審議会
2 開催年月日	令和5年2月1日
3 委員	会長 関 俊一 委員 松浦 健治郎 他10名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	平成29年度に区域指定等を行った箇所の現状確認について及び令和3年度に区域名称の変更を行った箇所について報告した。
6 備考	